



平成21年5月13日

各 位

会 社 名 三ツ星ベルト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 垣 内 一
上 場 取 引 所 東京・大阪 市場第1部
コ ー ド 番 号 5 1 9 2
問 合 せ 先 財 務 部 長 増 田 健 吉
電 話 番 号 078-685-5630

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第94回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社及び子会社の現行事業に鑑み、事業目的を見直し、今後は行う予定のない事業目的を削除するとともに、号数の変更を行うものであります。(現行定款第2条)

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } } (条文省略) (10) }</p> <p><u>(11) 魚介類、海藻類の養殖、加工および販売</u></p> <p>(12) } } (条文省略) (14) }</p> <p><u>(15) 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(16) } } (条文省略) (19) }</p> <p>(20) 前(3)号、(4)号、(5)号、(7)号、<u>(16)号、(17)号</u>の事業に関する企画、設計およびコンサルティング</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } } (条文省略) (3) }</p> <p>(4) <u>第11条に定める請求をする権利</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } } (現行のとおり) (10) }</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(11)</u> } } (現行のとおり) <u>(13)</u> }</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(14)</u> } } (現行のとおり) <u>(17)</u> }</p> <p>(18) 前(3)号、(4)号、(5)号、(7)号、<u>(14)号、(15)号</u>の事業に関する企画、設計およびコンサルティング</p> <p>(19) (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } } (現行のとおり) (3) }</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条 } (条文省略)</p> <p>第42条 }</p> <p>(新 設)</p>	<p>第10条 (現行のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の方法、その他株式ならびに新株予約権に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 } (現行のとおり)</p> <p>第41条 }</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>